

震災がれきの対応についての経過報告

1. 国からの第 1 次調査

- ①被災地域の廃棄物の受け入れの可能性について、平成 23 年 4 月 8 日環境省から 14 日までに回答するよう調査。本市では救援物資の提供や職員の派遣等を積極的に進めてきたことから、あらかじめ廃棄物処理施設の地元と相談をしたうえで、被災地復興支援策の一つとして、木屑やプラスチック等の「可燃性混合廃棄物」について、「被災地（収集場所）証明」と「放射能汚染廃棄物ではない証明」の提出を条件に受け入れが可能と回答。
- ②受入量は、かつて名古屋市の災害ごみを処理した経験をふまえ、月 200 t、年間 10 ヶ月程度として算定し、年間受け入れ可能量を 2,000 t とした。
- ③9 月議会で市の対応方針について一般質問あり、「広域処理ガイドライン」や今後設けられる基準等を参考に、地元の理解を最優先に慎重に対応すると答弁。

2. 国からの再調査

- ①平成 23 年 10 月 11 日、環境省から受入調査、県より 20 日までに回答依頼。
- ②10 月 13 日、県が受入を表明していた県下 7 自治体 2 広域処理組合（岐阜市、中津川市、下呂市、多治見市、西濃環境組合、可茂衛生組合等）を集め、説明会を開催。
- ③10 月 19 日、県へ「市の水害廃棄物処理のため受入の検討ができず、当面白紙と回答」。この頃、断念した自治体がさみだれ式に新聞に掲載され、多治見市が最後の自治体となった。
- ④庁内会議で「現行の制度では受け入れられない、国が新たな基準を示すべき」ことを確認、10 月 31 日、県へ回答、マスコミに情報提供した。
- ⑤12 月議会で再度一般質問あり、国の対応が不十分である旨と、地元の理解を最優先に引き続き慎重に対応すると答弁。

3. 住民からの意見

市へ慎重な対応を求める意見あり（全国の自治体の動向が雑誌等で報道されはじめたことをきっかけに、8 月頃より問い合わせが増加）

- ・電話 29 件、メール 13 件（11 月 8 日現在、それ以降意見等なし）、手紙数件
- ・決定後は、なお検討することにも反対、受け入れないことが残念との意見が 1 件あり

4. 市の今後の検討の論点

「焼却灰の管理型処分場への埋立基準が 8,000 ベクレル/kg 以下」のみでは、各処理施設周辺の住民の不安感が解消できない。国が明確な納得できる受け入れ基準を設けるべきである。各自治体のレベルではなく、国民的な理解がないと解決にはつながらない。